

当教室で司法解剖されたご遺族の皆様へ

～研究への協力をお願い～

【研究の目的について】

司法解剖では、解剖に引き続き、死亡の原因を特定するために種々の検査を行う必要があります。そのため、血液や臓器を一定期間保存し、その後火葬しています。死因究明の検査は、生前以上に困難な場合が多く、診断基準が不明確な場合も少なくありません。当教室では、このような問題を解決するため、解剖試料を用いた法医診断の精度向上のための研究を行っています。

法医学における溺死の診断方法は、吸い込んだ溺水中に存在するプランクトン（ケイ藻類）が肺の肺胞壁を通過して大循環系に入り、血液とともに全身の臓器に移行することを診断の根拠としたものです。解剖によって取り出された心臓や肺臓、肝臓、腎臓、脾臓などの各臓器に移行したケイ藻類の被殻を、顕微鏡下で観察することによって生前に溺水を吸引したことを証明します。しかし、この方法では、肺以外の臓器ではその密度の低さから検出が困難である場合も多く、各臓器あたり数個以下の被殻しか検出されないケースも多数存在することに加え、臓器の可溶化に強酸を使用するため実務者の安全性など、多くの問題点が指摘されています。

この研究の目的は、これらの問題を解決するために、溺水中に含まれる微小異物を血液中から簡便に検出証明する新たな溺死診断法を開発することにあります。

そこで、溺死が疑われる死体の血液からプランクトンを直接検出する方法や、溺水中に含まれるバクテリアなどの微生物を血液中から培養証明する方法、肺胞壁の破綻に伴って血液中に漏出してくると考えられる肺特異的な蛋白質をマーカーとした酵素免疫測定法などについてその有用性を検証し、新たな溺死診断法の開発につなげるための研究を実施します。

【研究の概要】

研究課題：死体血液を使った溺死診断法の開発

研究期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日

実施責任者：大分大学医学部法医学講座 瀬尾 泰久

【使用させていただく試料等について】

本学、法医学講座で司法解剖に付された死体の血液。
その際、死因との関連性を調べるために、剖検記録（CTや剖検時の写真など）

を調べさせていただくこともあります。なお対象者の剖検記録を使用させていただきますことは本学医学部倫理委員会において外部委員も交えて厳正に審査され承認された後に行います。また、試料および解剖に関する情報は、国の定めた「臨床研究に関する倫理指針」に従い、匿名化したうえで管理しますので、対象者のプライバシーは厳密に守られます。当然のことながら、個人情報保護法などの法律を遵守いたします。学会や論文などによる結果発表に際しては、個人の特定が可能な情報はすべて削除されます。

【使用させていただく試料の保存等について】

血液の保存は5年間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）を基本としており、研究終了後は、試料を焼却処分します。ただし、研究の進展によってさらなる研究の必要性が生じた場合は5年間を超えて保存させていただくこともあります。

【費用の負担等について】

本研究を実施するに当たって、ご遺族の費用負担はありません。また、本研究の成果が将来検査キットなどの開発につながり、利益が生まれる可能性があります。万一、利益が生まれた場合、ご遺族にはそれを請求することはできません。

【研究協力の任意性と撤回の自由について】

この研究に関して不明な点がある場合、あるいは試料の提供に同意されないご遺族の方は、以下にご連絡ください。ご協力いただけない場合でも、ご遺族の不利益になることは一切ありません。なお、これらの研究成果は学術論文として発表することになりますが、発表後に参加拒否を表明された場合、すでに発表した論文を取り下げることはいたしません。

【この研究に係る利益相反について】

この研究は、公的な資金（基盤研究経費、科学研究費補助金）を用いて行われ、特定の企業からの資金は一切用いません。「利益相反」とは、研究成果に影響するような利害関係を指し、金銭および個人の間接的な関係を含みますが、本研究ではこの「利益相反（資金提供者の意向が研究に影響すること）」は発生しません。

【問い合わせ等の連絡先】

879-5593 大分県由布市挾間町医大ヶ丘 1-1
大分大学医学部法医学講座 助教 瀬尾 泰久
電話番号 097-586-5751